

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融防止方針

湖東信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令を遵守し、金庫全体として実効的な管理態勢を構築し強化を図るべく、次のとおり基本方針を定めます。

### 1. 運営方針

理事会は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上重大な課題の一つとして位置づけ、主体的かつ積極的に関与するとともに、マネロン等防止対策の取組みを全職員に浸透させ組織として適切に対応ができるマネロン等防止管理態勢を構築します。

### 2. 管理態勢

マネロン等対策の統括部署ならびに主管部署を設置し、各部や営業店等と連携を図り、マネロン等対策に取り組めます。

### 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### 4. 顧客管理

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を適切に実施します。

### 5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリング等で検知した取引を調査することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局へ速やかに届出を行います。

### 6. 資産凍結

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン等への理解を深め、専門性・適合性を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8. 実効性の検証

マネロン等防止対策の管理態勢について、主管部署による検証に加え内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

### 9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページや営業店等を活用し、顧客からの理解を得るための周知・広報活動に取り組めます。

以上